

【目次】

景品表示法関係法令集（令和七年版）

内容 令和七年四月一日現在

第一章 景品表示法

● 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律一三四号）	一
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二一年政令二一八号）	三二
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二二八年内閣府令六号）	四一
○ 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（平成二六年内閣府告示二七六号）	七四
○ 不当景品類及び不当表示防止法第八条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（平成二八年一月二九日消費者庁）	九六

頁

第二章 景品類及び表示の指定関係

○ 不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和三十七年公取委告示三号）	一二七
○ 景品類等の指定の告示の運用基準について（昭和五二年事務局長通達七号）	二二九
○ 景品類の価額の算定基準について（昭和五三年事務局長通達九号）	一三四
○ ある商品の購入者に対し同一の商品を付加して提供する場合の不当な表示及び不当販売について（通知 昭和六三年公取指八三号）	一三五
○ オンラインゲームの「コンプガチャ」と景品表示法の景品規制について（平成二四年五月一八日消費者庁）	一三七

第三章 景品関係

(一) 一般懸賞・共同懸賞)

◎懸賞による景品類の提供に関する事項の制限

(昭和五二年公取委告示三三号)……………一四三

○「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

の運用基準(平成二四年消費者庁長官通達一号)……………一四五

(総付景品)

◎一般消費者に対する景品類の提供に関する事項

の制限(昭和五二年公取委告示五号)……………一四九

○「一般消費者に対する景品類の提供に関する事

項の制限」の運用基準について(昭和五二年事

務局長通達六号)……………一五〇

(業種別告示)

〈新聞業〉

◎新聞業における景品類の提供に関する事項の制

限(平成一〇年公取委告示五号)……………一五三

〈雑誌業〉

◎雑誌業における景品類の提供に関する事項の制

限(平成四年公取委告示三三号)……………一五五

〈不動産業〉

◎不動産業における一般消費者に対する景品類の

提供に関する事項の制限(平成九年公取委告示

三七号)……………一五七

〔医療用医薬品等〕

◎医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業

における景品類の提供に関する事項の制限(平

成九年公取委告示五四号)……………一五八

○インターネット上で行われる懸賞企画の取扱い

について(平成一三年四月二六日公取委)……………一六〇

第四章 表示関係

(法第五条第三号の指定告示)

〈原産国〉

◎商品の原産国に関する不当な表示(昭和四八年

公取委告示三四号)……………一六三

○「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基

準について(昭和四八年事務局長通達一二号)……………一六四

○「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国

の定義に関する運用細則(昭和四八年事務局長

通達一四号)……………一六七

○「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品

の表示に関する運用細則(昭和四八年事務局長

通達一五号)……………一六七

〈無果汁〉

- 無果汁の清涼飲料水等についての表示（昭和四八年公取委告示四号）……………一七二
- 「無果汁の清涼飲料水等についての表示」に関する運用基準について（昭和四八年事務局長通達六号）……………一七三

〈消費者信用〉

- 消費者信用の融資費用に関する不当な表示（昭和五五年公取委告示一三号）……………一七五
- 「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準（昭和五五年事務局長通達八号）……………一七六

〈おとり広告〉

- おとり広告に関する表示（平成五年公取委告示一七号）……………一七八
- 「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成五年事務局長通達六号）……………一七九

〈不動産のおとり広告〉

- 不動産のおとり広告に関する表示（昭和五五年公取委告示一四号）……………一八五
- 「不動産のおとり広告に関する表示」の運用基準（昭和五五年事務局長通達九号）……………一八五

〈有料老人ホーム〉

- 有料老人ホームに関する不当な表示（平成一六

- 年公取委告示三号）……………一八七

- 「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準（平成一六年事務総長通達一一号）……………一八九

〈ステルスマーケティング〉

- 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示（令和五年三月内閣府告示一九号）……………一九九

- 「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準（令和五年三月二八日消費者庁長官決定）……………一九九

〈その他〉

- 不実証広告
- 不当景品類及び不当表示防止法第七条第二項の運用指針―不実証広告規制に関する指針―（平成一五年一〇月二八日公取委）……………二一一

〈不当な価格表示〉

- 不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成一二年六月三〇日公取委）……………二二四

- 将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針（令和二年一二月二五日消費者庁）……………二四四

- 不当な割賦販売価格等の表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第五条第二号の運用基準

(昭和四七年事務局長通達二号)	二五四
<比較広告>	
○比較広告に関する景品表示法上の考え方(昭和 六二年四月二一日公取委事務局)	二六一
<電子商取引>	
○消費者向け電子商取引における表示についての 景品表示法上の問題点と留意事項(平成一四年 六月五日公取委)	二六七
○インターネット消費者取引に係る広告表示に関 する景品表示法上の問題点及び留意事項(平成 二三年一〇月二八日消費者庁)	二八七
◆○○株式会社への要請について(平成二六年四 月三〇日消費者庁)	三〇六
<商品>	
○健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上 の留意事項について(平成二八年六月三〇日消 費者庁)	三〇八
○メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法 上の考え方について(平成二六年三月二八日消 費者庁)	三七八
○〇〇株式会社に対する景品表示法に基づく措置 命令及び特定保健用食品等に関する景品表示法 の取組について(平成二九年二月一四日消費者 庁)	四一
○「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令 に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性 の確保等に関する指針」(事後チェック指針)の 策定について(令和二年三月二四日消費者庁)	四二二
<サービス業等>	
○時間貸し駐車場の料金表示について(平成二九 年一二月二五日消費者庁)	四二六
○百貨店等提携クレジットカードに係る役務のポ イント還元率の広告表示に係る留意点について (令和元年七月八日消費者庁)	四二八
<打消し表示>	
○打消し表示に関する実態調査報告書(概要)(平 成二九年七月一四日消費者庁)	四三〇
○打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関 する留意点(実態調査報告書のまとめ)(平成三 〇年六月七日消費者庁)	四四八
第五章 その他	
・景品表示法の概要	四七五
・景品表示法違反の事件処理手続	四七六
・課徴金制度概要	四七七

- 課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ…………… 四七八
- 確約手続の流れ…………… 四七九
- 公正競争規約一覧…………… 四八〇
- 景品表示法運用機関一覧…………… 四八二

- 法律
- 政令、内閣府令、省令、告示、規則
- 通達、通知、ガイドライン
- ◆ 要請
- 資料

※ 法令中左記のものは、利用上の便宜を図るため編集上記載したものであり、原文にはこれらの記載はない。

一 条文中「 書きの説明

二 文章中の法令名・条番号等で、旧のまま改正されない箇所の傍線